

令和4年2月22日

平塚市監査委員 市川 喜久江
同 井澤 郁人
同 片倉 章博
同 金子 修一

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
環境部 環境施設課
- 2 監査実施日
令和3年11月26日
- 3 監査結果の公表日
令和3年12月16日（平塚市監査委員公表第12号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、破砕処理施設運営事業における消耗品費と運転管理等業務委託の執行に、随意契約における適用条項誤りがあったので、地方自治法施行令等に則り適正な措置を講じられたい。	(1) 指摘事項を受け、課内で契約事務に関する法令等について再確認するとともに、決裁における内容確認を強化し、適正な事務の執行に努めてまいります。

以上